

総件数: 19件

No.	発行日	朝夕刊	面名	ページ	文字数
00012	2016年05月24日	夕刊	2 総合	002	00472文字

## 対ヘイトスピーチ法成立 取り調べ可視化法も

特定の人種や民族を標的に差別をあおる「ヘイトスピーチ」の解消に向けた推進法や、取り調べの録音・録画(可視化)を一部義務づけるなどした刑事司法改革関連の改正法が24日、衆院本会議で可決、成立した。ヘイトスピーチに対応する法律の制定は初めて。



ヘイトスピーチについて、法は「在日外国人や子孫らに対する差別を助長、誘発する目的で、生命や身体に危害を加えると告知するか侮蔑するなど、地域社会からの排除を扇動する不当な差別的言動」と定義。国や自治体に対し、相談体制の整備や人権教育の充実などを求める。罰則は設けていない。

刑事司法改革では刑事訴訟法などが改正された。日本では初めてとなる検察による司法取引の導入や、警察が通信傍受(盗聴)できる犯罪の対象拡大も盛り込まれており、犯罪捜査や公判を取り巻く環境が大きく変わることになる。

また、離婚した女性の再婚禁止期間を現行の6カ月から100日に短縮する民法の改正案も可決され、参院に送られた。「100日を超える再婚禁止期間は違憲」とした昨年12月の最高裁判決を受けたもので、与党は今国会での成立を目指す。

■聞蔵IIビジュアル・フォーライブラリー及びその収録記事・画像等は、日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。著作権者の許諾を得ることなく著作物を利用できる著作権法上の例外的なケースを除き、収録記事・画像等を本サービスの利用規定に定める範囲を超えて無断で複製、公衆送信、翻訳、翻案、配布、販売等を行うことはできません。その他、朝日新聞社及び第三者の権利を侵害する一切の利用をお断りします。→「聞蔵 著作権について」はこちら  
Copyright (c) The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

総件数：19件

No.	発行日	朝夕刊	面名	ページ	文字数
00009	2016年05月25日	朝刊	オピニオン2	014	00969文字

## (社説)ヘイト対策法 差別を許さぬ意識こそ

特定の人種や民族への差別をあおり、人としての尊厳を傷つける。そんなヘイトスピーチの解消をめざす法案がきのう、衆院本会議で可決、成立した。近く施行される。

具体的な禁止規定や罰則のない理念法で、効果については意見が割れる。だが「不当な差別的言動は許されない」と明確に宣言する初めての法である。



理念の重みをまず、社会全体で共有したい。日本が20年以上前に批准した人種差別撤廃条約の精神に立ち返り、国際社会とともに差別的な言動をなくしていく着実な一歩としたい。

ヘイトスピーチ対策の立法をめぐるのは、「表現の自由」とのかねあいから、慎重な対応を求める指摘があるのも事実だ。しかし、法務省の試算で、昨年1年間にあったヘイトスピーチのデモや街宣は約250件にのぼるなど、見過ごすわけにはいかない状況が続いている。

今回のヘイト対策法は、その対象を、適法に国内に居住する「在日外国人やその子孫ら」とした。だが、これまで被害にあってきたアイヌ民族や難民認定申請者らが標的になるようなことがあってはならない。

与野党は「法が定義する以外、いかなる差別的言動も許されるとの理解は誤り」とする付帯決議を可決した。在日外国人以外に対する差別的な行為が続かないか、しっかり見守る必要がある。

残念なことに、これまで在日コリアンの排斥を求めて活動してきた団体が来月、川崎市内でデモをするとネット上で予告している。施設の使用などを認めなければ、団体側が反発を強める可能性もあるが、自治体や警察当局は法の趣旨に照らして、適切に対処すべきだ。

差別的な言動を容認しないという姿勢を鮮明にした法の施行を受け、政府や自治体は今後、教育や啓発活動を強めていくことになった。また、与野党は法の施行後も、差別的言動の実態を踏まえて検討を加える、との付則でも合意した。

差別をなくす取り組みは、日ごろから不断に続く努力の積み重ねである。どうすればヘイトスピーチをなくせるか、だれもが差別におびえることなく暮らせる社会をどう築いていくか。

肝心なのは法をつくることだけではなく、国民全体で常に考え、行動することだろう。

「表現の自由」を守りながら、社会に潜む差別の構造に目を向け、「ヘイトスピーチは絶対に許さない」という強い意識をもたねば、身の回りから差別的な言動はなくなる。